

富士見町在宅ワーク就労支援事業業務委託仕様書

富士見町(以下「本町」という。)が委託する富士見町在宅ワーク就労支援事業業務委託は、次のとおりとする。

1. 委託業務名

富士見町在宅ワーク就労支援事業業務委託

2. 委託期間

契約日から令和8年3月31日

3. 業務委託

本町の在住者または在学者で、子育て世代を主な対象としつつ、基本的には20代～70代の女性を対象に次のセミナーを実施するとともに、参加者へのフォローアップを通して在宅でオンラインによる仕事を開始できるようにする。就業までの一連のプロセスを体験してもらうなど、就業へのさらなる後押しを行う。

(1) テレワークスキルアップセミナーの実施

オンライン上で進めるテレワークスキルを習得するための講座内容とし、就業につながるセミナー(以下、セミナーという)を実施する。

① 実施期間

令和7年8月頃から令和8年3月末日(全6回)

効果的な開催日時を設定すること。(各回2.5時間想定)

② 実施方法

- ・オンラインでの開催とし、「ZOOM」等のアプリを利用すること。
- ・講義毎に課題の提示等によりスキルの定着機会を設けること。
- ・課題等フォローアップのための相談窓口を設置すること。
- ・参加者からの質問は随時オンラインで受け付けること。
- ・全6回ストリーミング配信し、参加者が必要に応じて視聴できるようにすること。

③ 講師

- ・オンライン上では講師1名以上が登壇すること。
- ・講師は本町の目的を理解している講師等を選定すること。

④ 実施内容

テレワーク初心者に対しても分かりやすく、各回を重ねていくことでスキルアップを目指すカリキュラムとする。最終回の就業体験等を通して、スキルを身に着けた上で実際の就業につながる内容

とすること。

⑤ 想定参加人数

約 20 名

(2) キャリアコンサルティング・ビジネスマッチング(就業機会の提供)の実施

テレワークスキルアップセミナーの参加者のうち、希望者に対してオンライン面談を実施する等、就業機会の提供を行う。なお、メール、チャットでの相談は随時受付とすること。

(3) オンラインサポート体制

次の内容について、オンラインサポート体制を整えること。

- ・応募書類(履歴書・職務経歴書)の作成アドバイス
- ・就職活動時の自己 PR・職務経歴の作成サポート
- ・テレワークでの求人情報の探し方アドバイス・情報提供
- ・オンライン面接を受けるにあたってのトレーニングなど

(4) イベントの企画・人員手配業務

企画にあたっては、参加者の興味・関心が見込める内容となるようなテーマを設けること。また、上記(1)～(3)以外にもセミナー参加者の就業に結びつくための提案をすること。なお、実施の詳細については、町と協議の上、確定すること。

(5) 広報・PR 等業務

参加者の募集にあたっては、講義内容等を魅力的に伝える効果的な情報発信方法等を提案すること。

(6) 管理運営業務

セミナーに係る事務局運営、参加受付等のシステム全般の管理運営及びセミナー期間中の参加者のサポート体制を整えること。

4. 業務報告

事業報告書及び参加者アンケート作成、アンケート集計結果及び就業状況等を記載した事業報告書を作成し、本町に報告すること。

5. 見積額について

見積額は募集定員(約 20 名)に基づき開催した場合の受託者が手配する全ての経費とし、委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。なお、参加者から参加費は徴収しない。

6. 個人情報の取り扱い

(1)参加者にかかる個人情報は、すべて本町に帰属するものとし、富士見町個人情報保護法施行条例（平成4年富士見町条例第15号）に基づき適正に取り扱うこと。また、個人情報保護法に基づき、業務履行上知り得た参加者の個人情報の流出及び不正使用の防止策を講ずること。

(2)セミナーにおける参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うこととし、これらに伴うトラブルに関して富士見町及び受託者はその責を負わない。

7. 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により本町の承認を得た場合は、この限りではない。

8. 契約の解除

本町及び本業務の受託者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部または一部を解除することができる。なお、この場合の契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

9. その他

- ・各業務において想定される相談内容に応じた体制を設けること。
- ・本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本町と本業務の受託者にて協議の上、決定すること。
- ・疫病の拡大や災害等の不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合、富士見町と受託者が協議したうえで業務内容、契約金等を変更する可能性がある。